

令和7年度随意契約一覧表【総務部】

令和8年1月1日から令和8年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
総務課	令和8年度文書管理・電子決裁システム保守業務	令和8年3月31日	株式会社内田洋行 大阪支店	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	3,523,740	文書管理・電子決裁システム保守業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	文書管理システム及び電子決裁システムは、株式会社内田洋行が本市の業務内容に合わせて設計し、開発したもので、保守業務については同社のシステムエンジニア以外の者が行うことが事実上不可能です。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして、随意契約を希望します。
総務課	令和8年度富田林市例規データ更新業務	令和8年3月31日	株式会社ぎょうせい 関西支社	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	2,926,000	令和8年度富田林市例規データ更新業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	このシステムはデータベースサーバを委託業者の社内に設置し、長年にわたり本市が蓄積してきた例規データを同社が一括で管理するものです。このため、例規データの更新業務についても、同社のシステムエンジニア以外の者が行うことが事実上不可能です。このため、同社のシステムを利用することが経費面及び運用面で望ましく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして、随意契約を希望するものです。